

◇ 令和4年度 保育所利用申請について

	4月		5月以降
	一次申請	二次申請	
申請締切日	令和3年11月2日(火) <u>消印有効</u>	令和4年2月10日(木) <u>必着</u>	利用開始前月10日 <u>必着</u> (10日が土日祝の場合は前倒し)
申請方法	<u>郵送</u>	窓口・郵送	
提出先	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛	〒226-0013 横浜市緑区寺山町118 緑区こども家庭支援課 保育担当宛	
結果発送日	令和4年1月27日(木)前後	令和4年3月10日(木)前後	利用開始前月の21日以降 (内定者には別途電話連絡をします)
その他	【区役所窓口申請について】 ・出生前仮申請者、障害のあるお子さん 令和3年11月16日(火)17時必着 ・市外施設希望者 必要書類等を各自治体に確認のうえ、各自治体が設定する締切日の1週間前まで	市外施設希望者、障害のあるお子さんの申請は区役所窓口へ申請をお願いします。 市外施設希望の場合は、必要書類等を各自治体に確認のうえ、各自治体が設定する締切日の1週間前までに申請してください。	

※ 4月二次申請以降については郵送・窓口ともに受け付けていますが、より細かいご案内ができる窓口申請を推奨しています。

★ 育児休業給付金の手続きについては、区役所では一切ご案内できませんので、勤務先の担当者またはハローワークにお問い合わせください。

◇ 保育所申請に関する注意事項

- 1 保留になった場合、利用申請は年度内(令和5年3月入所まで)有効です。
- 2 転園申請が成立した場合、元の園に戻れません

●保育施設において配慮を必要とするお子さんについて

障害等により保育施設利用においてお子さんの配慮が必要な場合は、こども家庭支援課保育担当へお早めにご相談ください。希望保育施設への見学も必要となります。施設に見学の予約をし、お子さんをお連れの上、ご見学ください。

また、申請書にお子さんの状況をできるだけ詳しくご記入ください。申請いただいた内容についてケースワーカーからご連絡させていただく場合があります。

万が一、事前のご相談や申請書への記入がない場合、決定後であっても保育施設を利用できなくなることがありますので、必ず申請前にご相談ください。

◇ 4月一次申請の注意事項

原則、郵送での申し込みです。書類の一部が間に合わない場合でも、11月2日（火）までにそろった書類を先にお送りください。（**A**給付認定申請書、**B**利用申請書、**D**マイナンバー記入用紙は必須）

やむを得ない理由により、申請書の提出が11月2日（火）に間に合わない場合、11月16日（火）17時までに区役所窓口で受理した申請書は、一次利用申請の対象とします。

★希望園の追加、順位変更

11月16日（必着）までに、「利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書」を区役所に提出

★園の取下

12月28日（必着）までに、「利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書」を区役所に提出

★きょうだい同時に申請する場合

1つの専用封筒に、申請書類を同封して申請できます。

◇ 4月一次できょうだい別園に決定した場合

一次利用調整できょうだい別々の保育所等に利用決定となった方で、きょうだいを同じ園にそろえることを希望される場合は、二次利用調整から転園申請することができます。申請はお住まいの区役所こども家庭支援課に改めて「申請書類一式」提出が必要です。一次利用調整の結果から二次利用調整の締め切りまで期間が短いため、ご注意ください。

◇ お問い合わせ先

緑区こども家庭支援課 保育担当（1階 12番窓口）

電話 045-930-2331